社倉勤仕

ヨ 7
6951

此小冊はこのたび方様へ
進上可仕候間はきまる
なくはゝ越て下候

許販禁

越前福井社倉施本

弘所　書林　汲古堂

社倉施喰
夫善事を行ふこと八人を扱ふ
ち大きるハなし人をすくなハ
饑饉年にるハ饑饉小
あてハ如しなものうるに及ひ
くしく働くこと八ハ子ど
して親よりまるハ食なく親を

まゝをとこゝろむべき力なしかゝる
時節よハかゝるゝしい疫病にてもの
にてそひふみちにたゝを死する
とのいくぢくいふかずもふし付誠よ
あゝしむべくかゝるゝしむべくかゝるなり
此ごとのそんてかゝるて永上もゝく
仁愛ある人をの力の及ぶ程施し

救ふべき事勿論もちたゝひ仁愛
の志ありても其力及ばずして一時よ救ひ
ほどこすへきをだてなゝてこをいて
考ふるゝ古人のくしゞめたまひし
社倉 社とハ連中の事倉とハ土蔵のゝなり
連中してお蔵をたてをき米穀を
つゝたくくえきんよ人をすくゝんためのまあてゝりと
すくゝんためのまあてゝりと
世のさまゝけみもなゝ法ある
ゝ法の費にも

なるずして人を救ふ趣方なり
其仕方ハ連中をこしらえ一人おもち
一日に銭一文づゝをとりあつめく時ハ一月ハ
三十文なり一年に三百六十文なり連
中百人なしハ一年ハ三十六貫文なり
千人なしハ三百六十貫文なり此を合して
十年の間つもる時ハ三千六百貫文なり

これを銀にすれハ大概三十五貫目なり
まづ三十五貫目の銀あるハ高直ハ米
にしても四百俵ばかりハかこうなり此
米をもつて饑饉の時粥なとにして施す
べしこに方〻所〻にをいてみしかくふ
連中して施すハ幾千万の人命を
救ふもとかるへし功徳善根の大なる

これらてものいなくむ志ある
人をたゝひにすゝめすゝしらしむる
すみやかに此社会の法を行い
たまへかし
一日小一文の銭ハ貴賤ともに何とも
なくてもはゞからや一杯の酒を
減しても七文の銭を惜へく一飯の菜

を減しても五文の銭をとゝのへ土瓶の
味よくしてをあらしめ美妾よ身を
つゝめども人よりほどこすをこのまし
或ハ金銀多くたゝみたくゝえて世を
すごせども子孫よいらりて其家
だんぜつ跡方もなきもの今を
むかしもためしおゝし司馬温公

の家訓をこがゝを積て子孫て
のこせゞも子孫こゝを守ゝ子孫ゝ
書物をつみてのこせゞも子孫ゝむ
こゝゝゝゝゝ伝徳をつみて子孫ゝ久
しゝとなゝんゝゝゝゝゝゝゝゝ
士農工商ともにをのゝゝゝゝ業を
こゝゝて父母ゝ孝業をつくゝ

子孫ゝ善道を教え倹約を守り
なゝをゝゝの身のうゝをこゝて社倉
に加入ゝ陰徳のゝゝをまゝ
たまゝゝゝ
金銀ゝかゝゝ寸家身勝手の
ゝのゝするハこまを利をもつて
利とすゝいひゝの方をゝゝても

人の為とするものをするハこれを
義をもつて利とすといふを大學
よのせたまふりさい天地の間ハ
充満してさしもくるしくるまず
うるハ大利あり今もよほす所ハ社倉
も家に損ぜるを人ハ益あるを法なな
るこハ一人行ひたまへバ一人の功德ら

五

ほうてやうくハ人をすゝめ饑饉の
そなへをなしたまふて功德廣大
となるべうハ生ずしハ今ハ目ハもみね
すこしのほどこしなれども年ゝ法德
の功つもるとハ天を対笑雖ハく
家門さうえ何ようつけても仕合よく
諸福いるへしこれみな陰德の功ハ

六

よつてをのつからいらところに利
なりありかたにことなるすや
よくくわりひ考るよ業始もに
一年のうち三度の幸に費す銭
つもらハいくらもうへしたとめて
これ乃費をいやしめなをおよハへる
一盃の酒をしんして七文の銭をうしハ

社倉の銭一文をよけてもかへして交
の益をうるなりかく物ごとよくく
やうう心を用ひバその益をうるへし
もしハ社倉のすめに加入するか
かたをこゝろもあるすこゝろ見れも
なを益をうる法度を行ふ根本
ともいふへし

一社倉銭米少々ゟ借あつまり次第
諸人ともにゆるす所有徳の人
ゟ一つづけ金何時ても拝借
用を辨ずる根ふかくべきなり
つもし小米穀小てたくさん金べき
事第一の儲うれば米銭ともに
出納受渡立合封印ふにいたる

まで分からもたしかなる人をえらひ
諸事厳重ゟいたすべきなり
一社倉銭米ハ立合封金ゟて
あつけいゟ利足ハ法
ゟ事勿論ゟ社中社外
さに借用とゟ禁制
の事なるべし

右社倉の事ハ齊家寶要といふ
書乃中に朱文公の社倉記なをづき
て移んこゝろにたゝしたる志なる
人かの書について熟覧したま
ふへしといふこと也
文政二年己卯閏四月上澣

今度當所ヨリ社倉相合申候間法加入の
法方横ハ毎月毎日書帳會津屋まで法出銀
一ヶ所ニ相將又他所他方より於ても法同志の法
方横ハ法連中法僧ニ成こゝろ〻まて古公
ゑ成ハ猶所希候以上

月日　社倉幹事

書林　汲古堂　越前福井西米町
會津屋清右衛門